

長島町立中学校再編に伴う基本構想



令和5年9月

長 島 町
長島町教育委員会

目 次

序章	- 1 -
1. はじめに	- 1 -
2. 基本構想の位置づけ	- 3 -
3. 上位計画	- 4 -
第1章 長島町立中学校の現状・課題と再編の必要性	- 7 -
1. 人口・世帯数及び生徒数の推移	- 7 -
2. バリアフリー化への対応	- 8 -
3. ZEB化への対応	- 8 -
4. 本島地区の中学校の概要	- 8 -
5. 本島内中学校再編の必要性	- 13 -
第2章 新中学校再編整備の基本理念・基本方針	- 14 -
1. 新中学校整備の基本理念	- 14 -
2. 新中学校整備の基本方針	- 14 -
第3章 新中学校の規模・所要室	- 15 -
1. 新中学校の規模	- 15 -
2. 新中学校の所要室	- 16 -
第4章 新中学校の位置	- 19 -
1. 新中学校用地の選定	- 19 -
2. 検討の対象とする候補地	- 20 -
3. 新中学校用地選定のフローと考え方	- 20 -
4. 一次判定結果	- 23 -
第5章 新中学校の整備スケジュール（案）	- 24 -

序章

1. はじめに

長島町（以下、「本町」という。）内には、長島本島に鷹巣中学校、川床中学校、長島中学校、平尾中学校の4中学校が、獅子島に獅子島中学校が設置されています。

本町の中学校のあり方については、平成18年3月20日の旧東町と旧長島町の合併以降、長島町行政改革推進委員会からの行政改革大綱答申（平成18年12月6日）や長島町行政改革実施計画（平成19年1月）などにに基づき、「複式学級の解消」の原則のもと、多様な視点からの検討が進められてきました。

以降、平成21年2月には長島町立小中学校等の規模・配置のあり方検討委員会より「1学級の生徒は30名程度、1学年の学級数は免許教科外教科担任※の解消と学習集団の弾力的な編成等のため教員確保可能となる1学年3学級以上が望ましい」、「免許教科外教科担任の解消や学習集団の弾力的な編成等のために、長島本島1校に編成する」等の答申が出され、これを受けた長島町立小中学校等統廃合実施計画（平成22年9月）においても「長島本島地区の中学校4校を1校に統合する」方向が打ち出されています。

さらに、長島町立小中学校等統廃合推進委員会からの答申による長島町立小・中学校（本島地区）統廃合実施計画（平成26年3月）では、「免許教科外教科担任の解消や学習集団の弾力的な編成等のために1校に編成する」ことや「統廃合後の中学校の場所を長島高校跡地とする」こと、「統廃合日を平成29年4月1日とする」ことなどが示されましたが、実現されず現在に至っています。

なお、中学校と併せて統廃合の方針が示されていた小学校については、合併時に11校だったものが7校に再編（統廃合）されています。

この基本構想は、本島地区の長島町立中学校の統廃合に関するこれまでの協議を踏まえ、再編（統廃合）後の位置や機能、規模などの検討を行い、本島地区における新しい長島町立中学校整備の基本的な考え方を示すことを目的に策定しました。

※ 免許教科外教科担任： 中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部若しくは高等部において、当該学校の普通免許状を有する教員が他の教科を担当すること。

■ 参考：長島町行政改革大綱（平成18年12月6日：抜粋）

- ・ 小中学校の統廃合については、複式学級の解消を原則として、児童・生徒への教育的配慮を考慮のうえ取り組みます。

■ 参考：長島町行政改革実施計画（平成19年1月：抜粋）

- ・ 少子化の進展による児童・生徒の減少に対応するため、小中学校の統廃合については、複式学級の解消を原則として、児童・生徒の教育的配慮を考慮し早期実現に向けて推進する。
- ◇ 統廃合について、検討委員会を設置する。
(小学校統廃合の推進校：11校、中学校統廃合の推進校：5校)

■ 参考：長島町立小中学校等の規模・配置のあり方検討委員会からの答申

(平成 21 年 2 月：抜粋)

- 小・中学校の適正規模について
【望ましい小・中学校の学級規模】
 - ・ 小学校においては、1 学級の児童数は 25～30 名程度、1 学年の学級数はクラス替えが可能な 2 学級以上が望ましい。
 - ・ 中学校においては、1 学級の生徒は 30 名程度、1 学年の学級数は免許教科外教科担任の解消と学習集団の弾力的な編成等のため教員確保可能となる 1 学年 3 学級以上が望ましい。
- 小・中学校の適正配置について
【長島町における小・中学校の適正配置の方針】
 - ・ 免許教科外教科担任の解消や学習集団の弾力的な編成等のために、長島本島 1 校に編成する。
 - ・ 小規模小学校についても望ましい学習環境を確保するために、長島本島 4 校に編成する。
 - ・ 学校編成は、スクールバスによる通学が可能な範囲で検討する。
- 適正配置を進める際に留意する事項
 - ・ 通学区域の広域化に係る通学の利便性及び通学路の安全性を図る。
 - ・ 学校再編後の新しい学校と地域社会の協力体制の再構築を図る。
 - ・ 学校編成によって生じる跡地、空き校舎等を、新たな文化の拠点として、町長部局とも連携して有効利用を図る。

■ 参考：長島町立小中学校統廃合の基本計画（平成 22 年 8 月：抜粋）

- ・ 小中学校統廃合については、「長島町立学校等の規模・配置の在り方検討委員会」の答申を踏まえて推進する。
- ・ 今後の統廃合の推進については、「小中学校統廃合推進協議会」を設置して協議する。

■ 参考：長島町立小中学校等統廃合実施計画（平成 22 年 9 月：抜粋）

- 基本的事項： 長島町立小中学校統廃合基本計画に基づき推進する。
 - ① 小学校について、複式学級解消を前提として、長島本島地区は 4 校に編成する。
 - ② 中学校について、長島本島地区 4 校を 1 校に統合する。
- 計画期間： 平成 22 年度から平成 28 年度までの 7 年間とする。
- 実施計画の骨子
 - ・ 長島本島地区においては、実施計画を平成 25 年度策定する。以降、地区別の統廃合推進協議会（仮称）を設けて検討する。
- 諸課題の取り組み
 - ・ 学校統合は、学校が地域のシンボル・コミュニケーションの場として地域住民から親しまれていることを踏まえ、関係者や地域住民の参加のもとに進めていくことが求められる。
 - ・ また、交通手段の検討（スクールバス利用）など、財政面に関し地位の要望等も尊重しながら、町長部局と連携を図り取り組む。

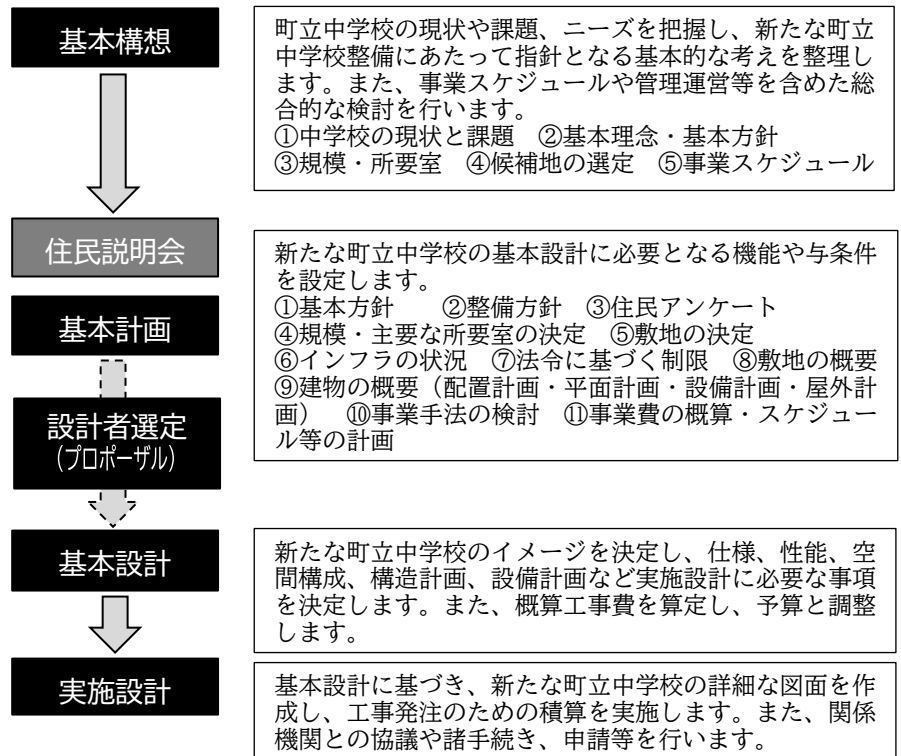
■ 参考：長島町立小中学校等統廃合推進委員会からの答申（平成 26 年 3 月：抜粋）
長島町立小・中学校（本島地区）統廃合実施計画

- 中学校の統廃合について
 - ・ 長島本島の中学校においては、免許教科外教科担任の解消や学習集団の弾力的な編成等のために、1 校に編成する。
 - 場 所： 長島高校跡地
 - 統合日： 平成 29 年 4 月 1 日
- 小学校の統廃合について
 - ・ 長島本島の小学校においては、小規模小学校においても望ましい学習環境を確保するために、4 校に編成する。
 - 枠組み： ①鷹巣小学校、本浦小学校、伊唐小学校
②川床小学校、田尻小学校
③城川内小学校、汐見小学校、蔵之元小学校
④平尾小学校
 - 場 所： ①は鷹巣小学校、②は川床小学校、③は現在の長島中学校
 - 統合日： ①は本浦小学校が平成 27 年 4 月 1 日
伊唐小学校が平成 29 年 4 月 1 日
②は平成 29 年 4 月 1 日
③は平成 30 年 4 月 1 日

2. 基本構想の位置づけ

基本構想は、本島地区の長島町立中学校の再編（統廃合）後の位置や機能、規模などに関する基本的な考え方を示し、本島地区の新たな中学校建設基本計画の策定にあたって、検討の論点を整理したものです。

今後、この基本構想をもとに、様々な立場の方から意見を聞き、また議論を重ね、具体的な規模、機能、概算事業費などの本島地区の新たな中学校建設に向けた諸条件を整理し、基本計画を作成していきます。



3. 上位計画

① 長島町第2次総合振興計画（後期基本計画）（令和5年3月）

〔計画期間：令和4～8年度〕（抜粋）

<基本構想>

【基本理念】

夢と活力があり 住民一人ひとりを大切にする 福祉のまちづくり

【将来目標（施策の大綱）】

5 地域の特性を生かした教育・文化のまちづくり（教育・文化）

【戦略プロジェクト】

教育・文化・コミュニティ等の充実 — 1 学校統合再編

（これまでの取り組みと現状・課題）

統合再編

- ・ 中学校については、再編推進を行ったものの、住民の理解が得られていない状況となっています。しかしながら、将来的にも生徒数の減少は避けられないことから、免許外教科担任の解消や、集団学習の弾力的な編成、希望する部活動で活動できる環境整備などを可能とするため、再編を急ぐ必要があります。

施設整備

- ・ 学校施設については、耐震化や、空調設備設置、情報ネットワーク環境整備、トイレの洋式化など教育環境の向上に向けて整備を進めてきました。しかしながら、校舎など建物の老朽化が進行しており、今後、大規模な改修や建替えが必要になります。将来の児童・生徒数の動向を見据えた施設整備を行うとともに、教育内容や教育方法の多様化、防災機能整備、バリアフリー化、環境への配慮など多様化する社会的ニーズに対応した施設整備を進めていく必要があります。

（目指す姿（基本的な方向性））

統合再編

- ・ 中学校の再編については、教員の配置や十分な学習環境の提供ができるよう、1校に再編します。
- ・ 小中一貫校や義務教育学校についても検討します。

施設整備

- ・ 学校施設長寿命化計画等に基づき、安全で快適な学習環境を確保するとともに、多様化する社会ニーズに対応できるよう、計画的な施設整備を進めていきます。

（今後の方向性へ向けた具体的事業内容）

統合再編

- ・ 学校再編推進委員会の設置

施設整備

- ・ 学校教育関連施設整備の推進

（住民協働の可能性）

- ・ 統合再編は、学校が地域のシンボル・コミュニケーションの場として住民から親しまれていることを踏まえ、関係者や地域住民の参加のもとに推進していきます。

② 長島町公共施設等総合管理計画（令和4年3月第1回改訂）

〔計画期間：平成29～令和28年度〕（抜粋）

【基本方針】

- ① 保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減 ⇒ 減らす 増やさない
- ② 長寿命化の推進によるライフサイクルコスト軽減 ⇒ 長く使う
- ③ 施設管理の効率化によるコスト削減 ⇒ 無駄を省く

【目標設定】

- ① 減らす 増やさない ⇒ 施設の保有面積を30年間で15%削減
- ② 長く使う ⇒ 長寿命化を行いライフサイクルコストの低減
- ③ 無駄を省く ⇒ 維持管理コスト30年間で8.1億円削減

【施設類型ごとの基本方針】

5 学校教育系施設

- ・ 計画的な定期点検を実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。
- ・ 学校の統合再編を計画的に実施し、閉校した学校の利活用を検討します。

③ 長島町学校施設等長寿命化計画（令和元年12月）〔計画期間：令和2～41年〕（抜粋）

【学校施設の目指すべき姿】

- 安全性：日常生活における安全性の確保、自然災害に対応できる設備整備
- 快適性：トイレの洋式化100%、バリアフリーの推進
- 学習活動への適応性：小中学校の統合再編、情報教育に対応したICT環境
- 住民活動への適応性：生涯学習の機会・場の提供
- 環境への適応性：環境に配慮した学校施設の整備
- 地域拠点：施設整備の推進

【学校施設の適正配置の方針】

① 学校の統合再編

隣接して小規模な学校がある場合、規模や通学条件などを考慮して統合再編すること。

② 通学区域の再編

近隣に規模の大きな学校がある場合、対象となる規模の小さな学校の通学区域に規模の大きな学校の通学区域の一部を編入すること。

【優先順位づけと実施計画】

- ・ 健全度が低いほど劣化が進んでいると考えられ、優先的に改修等を行う必要があります。

健全点50点以下の建物一覧（中学校のみ抜粋）

施設名	建物名	構造	階数	延床面積	築年数	健全度
川床中学校	管理教室棟	RC	3	1,472㎡	46年	23
平尾中学校	へき地集会室	RC	1	682㎡	48年	40
川床中学校	屋内運動場	RC	1	636㎡	50年	43
長島中学校	管理棟	RC	3	1,581㎡	39年	50

【長寿命化および統合再編の総評】

コスト試算結果まとめ

維持・更新	内容	40 年間のコスト	学校数	備考
従来型	事後保全型 既存建物をすべて使用	改築：78 億 大規模改造：19 億 施設関連費：13 億 計：110 億	小学校 7 校 中学校 5 校	・ 改築の際の解体費用は含まれない
長寿命化型	予防保全型 既存建物をすべて使用	改築：32 億 長寿命化改修：35 億 大規模改造：18 億 部位修繕：300 万 施設関連費：12 億 計：97 億	小学校 7 校 中学校 5 校	・ 改築の際の解体費用は含まれない
統合再編 その 1	予防保全型 小学校： 鷹巣小＋伊唐小 蔵之元小＋城川内小 （長島中学校舎を使用） 中学校： 獅子島中以外を統合再編 （中学校を新設）	改築：31 億 長寿命化改修：18 億 大規模改造：14 億 部位修繕：1 億 施設関連費：11 億 計：75 億	小学校 5 校 中学校 2 校	・ 改築や未使用の建物の解体費用は含まれない ・ 教室不足による増築費用は含まれない ・ 利活用する場合の維持管理費用は含まれない
統合再編 その 2	予防保全型 獅子島以外の小中学校を統合再編 （義務教育学校を新設）	改築：22 億 長寿命化改修：4 億 大規模改造：7 億 部位修繕：2 億 施設関連費：9 億 計：44 億	小学校 1 校 中学校 1 校 義務教育学校 1 校	・ 改築や未使用の建物の解体費用は含まれない ・ 利活用する場合の維持管理費用は含まれない ・ 現地調査対象外の建物について部分改修費用は算出されない

■ 従来型→長寿命化型への転換

改築費用が 46 億円削減、長寿命化改修費用が 35 億円増額、大規模改造費用が 1 億円削減、部位修繕費用が 300 万円の増額、施設関連費が 1 億円削減となり、全体で約 13 億円削減できます。学校数は変わらないため、大規模改造費用と施設関連費（光熱水費など）はほとんど変わらない見込みです。

■ 従来型→統合再編その 1 への転換

改築費用が 47 億円の削減、長寿命化改修費用が 18 億円の増額、大規模改造費用が 5 億円の削減、部位修繕費用が 1 億円の増額、施設関連費（光熱水費など）が 2 億円の削減となり、全体で約 35 億円削減できます。統合再編により小中学校 5 校を使用しなくなるため、今後の改修費、維持費がかなり削減され、長寿命化型に比べて約 22 億円削減されます。

■ 従来型→統合再編その 2 への転換

改築費用が 56 億円の削減、長寿命化改修費用が 4 億円の増額、大規模改造費用が 12 億円の削減、部位修繕費用が 2 億円の増額、施設関連費は 4 億円の削減となり、全体で約 66 億円削減できます。義務教育学校 1 校への統合再編となるため、既存建物のほとんどを学校施設として使用しなくなることによって今後の改修費、維持費が大幅に削減されます。その結果、長寿命化型に比べて約 53 億円の削減となります。

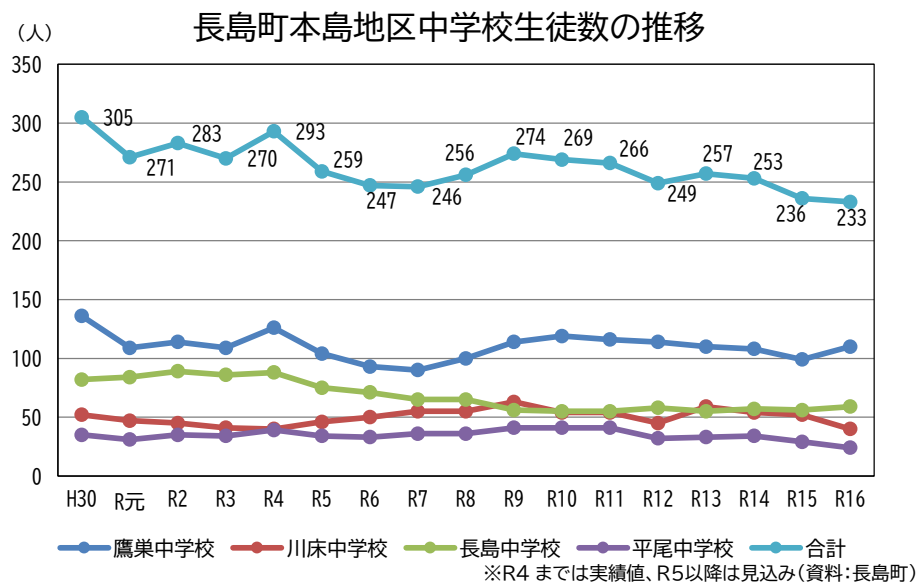
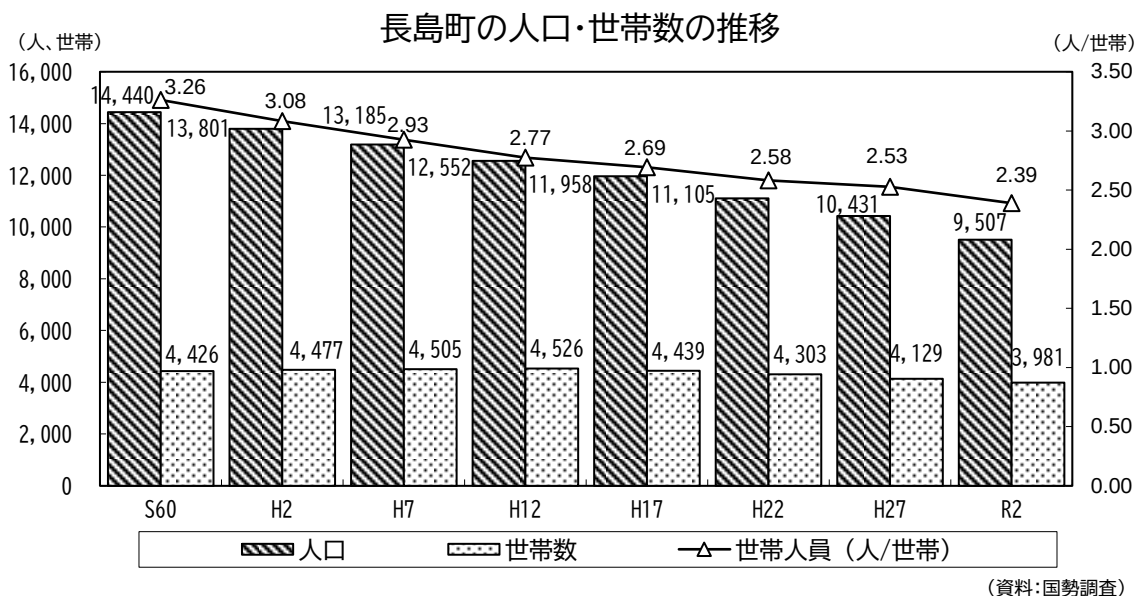
第1章 長島町立中学校の現状・課題と再編の必要性

1. 人口・世帯数及び生徒数の推移

本町の人口・世帯数は、いずれも減少傾向で、この後もこの傾向は続く想定されています。

中学校の生徒数も同様にいずれの中学校でも減少傾向で、本島地区の中学校においては、およそ10年後には合計で250人を下回ると想定されています。

また、本島地区中学校の一部の施設には劣化が進行しているものもあり、大規模改修の必要性も指摘されています。



2. バリアフリー化への対応

令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」という。)改正により、公立中学校は、同法第2条第1項第19号の規定による特別特定建築物となっており、建築物移動等円滑化基準※適合の努力義務があるほか、床面積 2,000 ㎡以上の建築物として改築等を行う場合は同基準への適合義務があります。

また、文部科学省では、学校施設のバリアフリー化について、「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について(通知)」(令和2年12月25日付け2文科施第347号)により、令和7年度末までに「バリアフリースイールについて、避難所に指定されている全ての学校に整備する」、「スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する」、「エレベーターについて、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する」という整備目標を掲げられています。

本島地区の各中学校は避難所に指定されていますが、洋式化改修はされているものの、バリアフリースイールが整備されておらず、また、段差も十分に解消されていないなどの状況にあります。このため、法律や国が示す整備目標を満足しうるバリアフリー化を早急に検討する必要があります。

※ 移動等円滑化基準： 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準。

3. ZEB化への対応

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて文部科学省では、公立学校施設のZEB※化が推進されています。既存の学校施設をZEB化するためには、省エネルギー改修の実施や太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を検討することから、「長島町二酸化炭素実質ゼロ宣言」などを踏まえ、計画的な整備を図る必要があります。

※ ZEB： 建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

4. 本島地区の中学校の概要

ア 鷹巣中学校

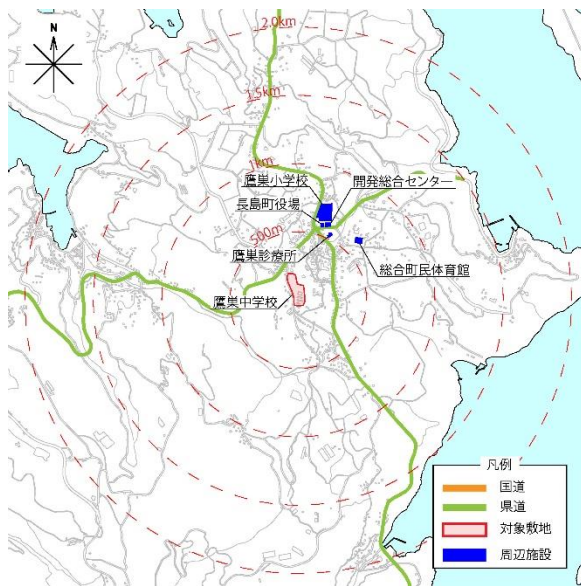
昭和22年に創立され、創立76周年を迎える鷹巣中学校は、町の中心部に立地しており、令和5年4月現在の生徒数は105人で、町内で最も規模の大きな中学校です。

鷹巣地区内の小高い場所に立地しており、半径1km圏内には、鷹巣診療所、役場本庁舎、開発総合センター、総合町民体育館、鷹巣小学校などの公共・公益施設が立地しています。

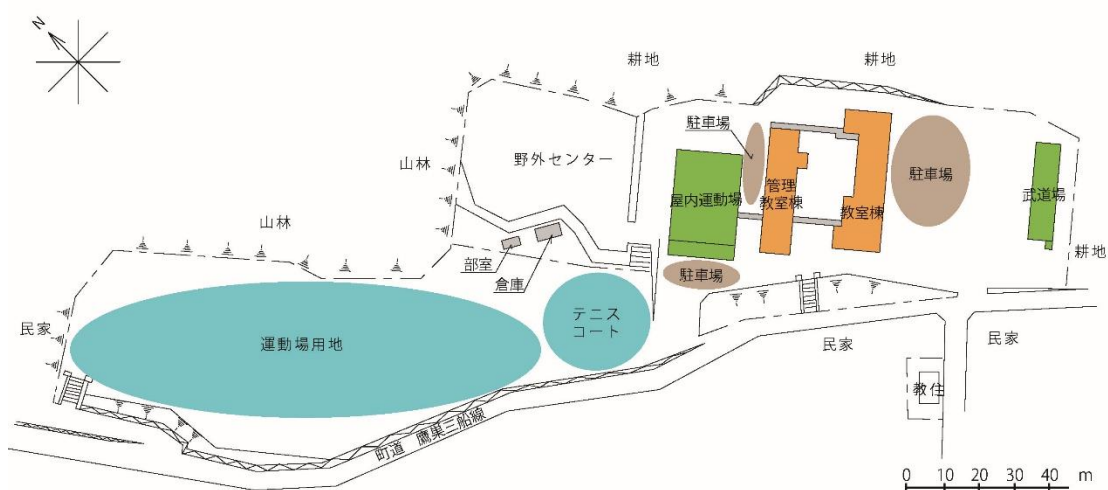
学校内の施設は、主に昭和52年度建築の管理教室棟、平成11年度建築の教室棟、昭和58年度建築の屋内運動場、昭和56年度建築の武道場で構成されており、全ての建築物について耐震性が確認されています。築年数が古く劣化の進行が見られる武道館を除いては、比較的健全な状態で管理されています。

また、令和元年度にはトイレの洋式化改修が行われています。

■ 鷹巣中学校位置図



■ 鷹巣中学校配置図



教室棟（平成 11 年築）



屋内運動場（昭和 59 年度築）

イ 川床中学校

昭和 22 年に創立され、創立 76 周年を迎える川床中学校は、南東部に立地しており、令和 5 年 4 月現在の生徒数は 47 人で、伝統芸能の「鉦踊り」の継承活動なども盛んです。

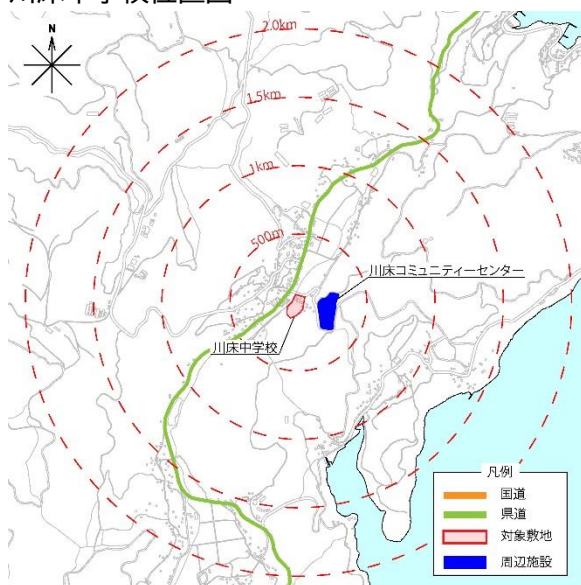
川床地区の中心部の平坦な場所に立地していますが、後背地にはガケがあり、敷地のほとんどが県から土砂災害警戒区域※（イエローゾーン）に指定されています。半径 1 km 圏内には、川床コミュニティ運動広場がありますが、丘陵地にあるためアクセスは容易ではありません。

学校内の施設は、主に昭和 47 年度建築の管理教室棟、昭和 59 年度建築の特別教室棟、昭和 43 年度建築の屋内運動場、昭和 47 年度建築の武道場で構成されており、全ての建築物について耐震性が確認されています。しかしながら、築後 55 年が経過する屋内運動場及び 51 年が経過する管理教室棟では外壁の爆裂やクラックが顕著で、長島町学校施設等長寿命化計画の中では健全度が低いとため優先的な改修が指摘されています。

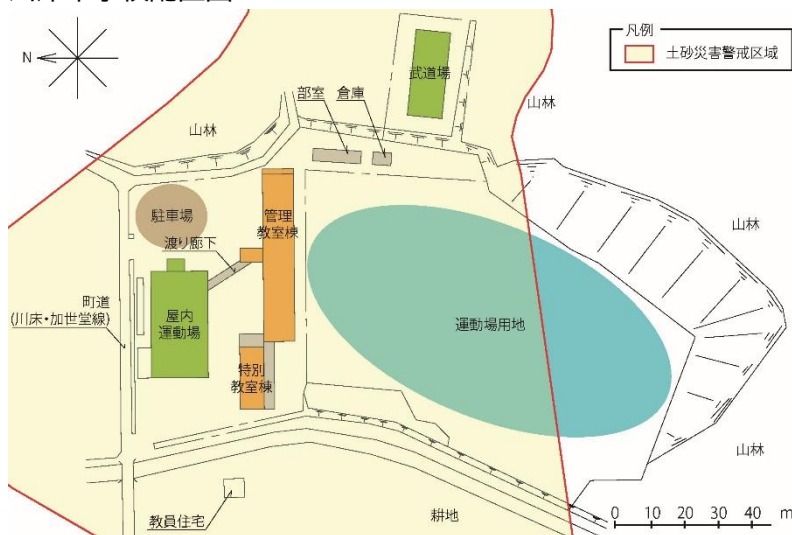
また、令和 2 年度にはトイレの洋式化改修が行われています。

※ 土砂災害警戒区域： 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、通称イエローゾーンと呼ばれる。

■ 川床中学校位置図



■ 川床中学校配置図





管理教室棟（昭和 48 年築）



屋内運動場（昭和 44 年築）

ウ 長島中学校

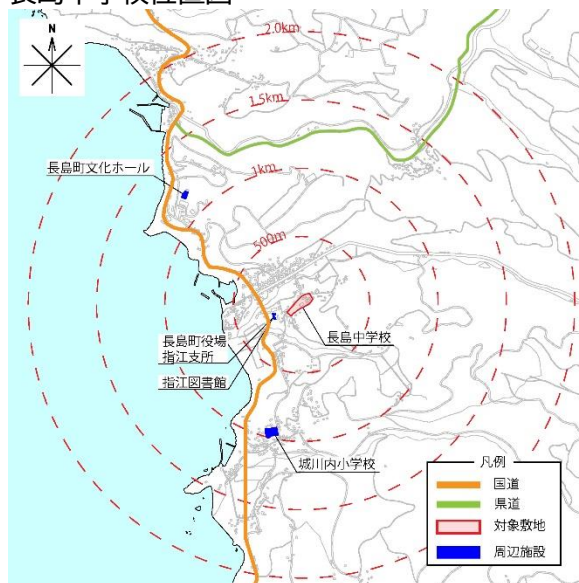
昭和 22 年に創立され、創立 76 周年を迎える長島中学校は、町の西部海岸地域に立地しており、令和 5 年 4 月現在の生徒数は 73 人です。

指江地区の中心部に立地しており、屋内運動場を含む敷地の一部は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されています。半径 500m 圏内には役場指江支所と指江図書館が、半径 1 km 圏内には城川内小学校が、半径 1.5 km 圏内には長島町文化ホールなどの公共・公益施設が立地しています。

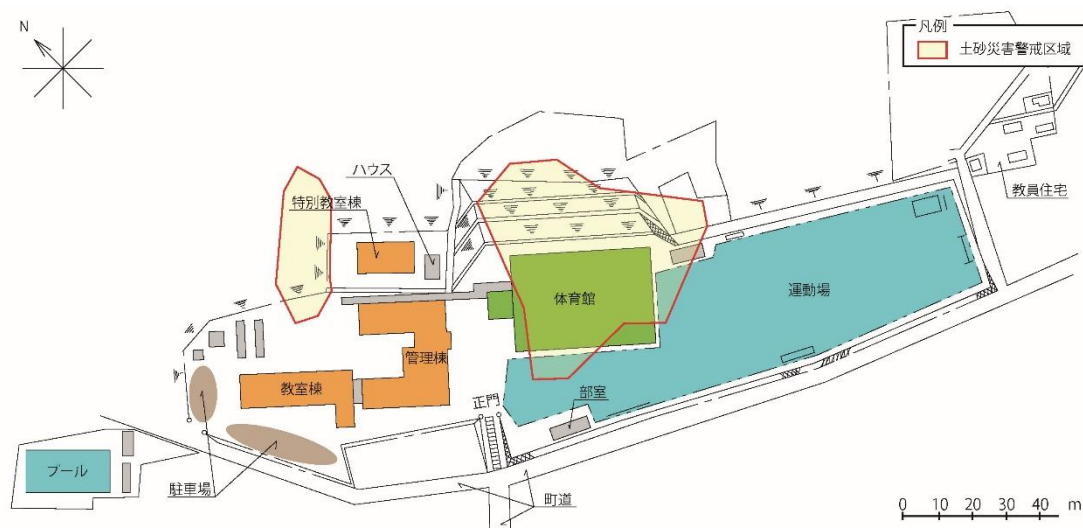
学校内の施設は、主に昭和 54 年度建築の管理棟、平成元年度建築の特別教室棟、平成 13 年度建築の教室棟、平成 16 年度建築の屋内運動場で構成されており、全ての建築物について耐震性が確認されていますが、築後 44 年が経過する管理棟では劣化が顕著で、長島町学校施設等長寿命化計画の中では健全度が低いため優先的な改修が指摘されています。

また、令和元年度にはトイレの洋式化改修が行われています。

■ 長島中学校位置図



■ 長島中学校配置図



管理棟（昭和 55 年築）



屋内運動場（平成 17 年築）

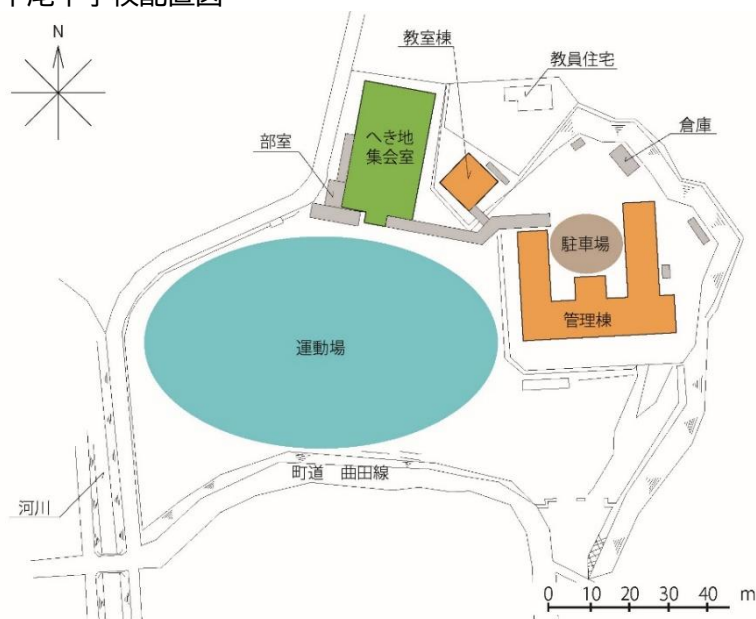
工 平尾中学校

昭和 36 年に創立され、創立 62 周年を迎える平尾中学校は、町の北部の谷あいには立地しており、令和 5 年 4 月現在の生徒数は 34 人です。

学校内の施設は、主に昭和 61 年度建築の管理棟、昭和 50 年度建築の教室棟、昭和 45 年度建築のへき地集会室（屋内運動場）で構成されており、全ての建築物について耐震性が確認されていますが、築後 53 年が経過するへき地集会室（屋内運動場）では劣化が顕著で、長島町学校施設等長寿命化計画の中では健全度が低いため優先的な改修が指摘されています。

また、令和 2 年度にはトイレの洋式化改修が行われています。

■ 平尾中学校配置図



管理棟（昭和 62 年築）



へき地集会室（昭和 46 年築）

5. 本島内中学校再編の必要性

本町の中学校の生徒数は、将来的にも減少が避けられない状況にあります。生徒数の少人数化は免許外教科担任での対応につながるほか、集団学習の弾力的な編成や希望する部活動で活動できる環境整備などの阻害要因にもつながります。また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下、「義務法」という。）施行令（昭和 33 年政令第 189 号）」第 4 条第 1 項第 1 号では、中学校の適正な規模として「おおむね 12 学級から 18 学級までであること」が規定されています。

このようなことから、長島町立小中学校等統廃合実施計画（平成 22 年 9 月）や長島町立小・中学校（本島地区）統廃合実施計画（平成 26 年 3 月）において、「長島本島地区の中学校 4 校を 1 校に統合する」方向が打ち出されています。

さらに、バリアフリー化対応のほか、相応の築後年数が経過し、老朽化が進行している一部の施設については、大規模改修等の施設整備の必要が求められています。

加えて、本町の逼迫した財政状況の中、町立中学校を含めた町有施設の規模・機能のコンパクト・スリム化を図り、維持管理コストの縮減を図っていく必要もあります。

以上を踏まえ、本島地区の町立中学校が抱える諸課題を解決するため、本島地区 4 中学校の再編と施設の統合整備を進めることとします。

なお、離島に立地する獅子島中学校については、獅子島幼稚園、獅子島小学校と既に統合整備されており、現状のまま引き続き供用されることとなっています。

第2章 新中学校再編整備の基本理念・基本方針

1. 新中学校整備の基本理念

新中学校は、少子高齢化の進行などの社会情勢の変化や現施設の問題・課題、地域住民ニーズへの対応を考慮するとともに、長島町第2次総合振興計画後期基本計画が目指す基本理念である「夢と活力があり 住民一人ひとりを大切にする 福祉のまちづくり」の実現に寄与するものでなければなりません。

これらを踏まえ、新中学校整備の基本理念を以下のとおりとします。

夢と活力があり 生徒一人ひとりを大切にする 学校づくり

2. 新中学校整備の基本方針

基本理念の実現に向け、新中学校整備の基本方針を以下のように設定します。

(1) 安全・安心に配慮した学び舎

生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であることから、地震・台風等の災害発生時においては、生徒の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめられるように配慮します。

また、教職員の目が届きやすい配置計画など、生徒が安心して学校生活を過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができる環境を整備します。

(2) 機能性・効率性を重視した学び舎

生徒数の変化に柔軟に対応できる普通教室や科目別の特別教室の配置のほか洋式トイレの整備など教育システムや生活様式の変化に対応するとともに、だれもが利用しやすいプランやスムーズな動線の確保に配慮します。

また、将来的な維持管理も考慮し、シンプルかつ機能的な空間構成とするとともに、日射や通風などの自然環境にも配慮します。

(3) 地域住民も利用しやすく親しまれる学び舎

郷土の文化や歴史を知る体験学習の機会を設けるとともに、これまで地域住民に親しまれてきた各中学校の伝統を引き継いでいくため、伝統施設等の活用を検討します。

また、学校行事への地域住民の参加や、放課後や休日の学校開放を念頭に、全世代が使いやすい施設とするため、インクルーシブデザイン※に配慮した施設を目指します。

※ インクルーシブデザイン： 高齢者・障害者などの従来のデザインプロセスから除外されていた少数派（マイノリティ）を巻き込み、一緒にデザインを行っていくデザイン手法のこと。

第3章 新中学校の規模・所要室

1. 新中学校の規模

ア 新中学校の必要面積の算定方法

新中学校の校舎、運動場、屋内運動場の面積は、以下の文部科学省の「中学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第15号）」及び「義務法施行令（昭和33年政令第189号）」を参考に検討します。

■ 参考：校舎の面積（単位：㎡）（中学校設置基準：別表イ）

生徒数	面積
1人以上～40人以下	600
41人以上～480人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
481人以上	$3,240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

■ 参考：運動場の面積（単位：㎡）（中学校設置基準：別表ロ）

生徒数	面積
1人以上～240人以下	3,600
241人以上～720人以下	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
721人以上	8,400

■ 参考：学級数に応ずる中学校校舎の必要面積（単位：㎡）（義務法施行令第7条第1項）

必要面積	1～2学級	$848 + 651 \times (\text{学級数} - 1)$
	3～5学級	$2,150 + 344 \times (\text{学級数} - 3)$
	6～11学級	$3,181 + 324 \times (\text{学級数} - 6)$
	12～17学級	$5,129 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$
	18学級以上	$6,088 + 217 \times (\text{学級数} - 18)$
	特別支援学級 1学級につき168を加える	
多目的スペース加算※	必要面積の10.5%	

※ 多目的スペース加算： 多目的スペース及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室含む）を設ける場合に加算する。

■ 参考：学級数に応ずる屋内運動場の必要面積（単位：㎡）（義務法施行令第7条第3項）

必要面積	1～17学級	1,138
	18学級以上	1,476

イ 新中学校の必要床面積算定の前提条件

生徒数の将来予測は年度によってバラツキがありますが、今後10年間の平均値約250名を前提とします。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第106号）第3条第2項に一学級あたり40人（特別支援学級は8人）を標準とすることが規定されていることから、普通学級を9学級、特別支援学級を2学級と想定します。

■ 新中学校の生徒数（今後 10 年間見込み平均）、普通学級数、特別支援学級数

生徒数	学級数	特別支援学級
250 名	9 学級（3 学級×3 年）	2 学級

ウ 新中学校の面積の算定

「中学校設置基準」及び「義務法施行令」に則って面積を算出すると以下のとおりとなります。なお、弾力的な教育環境の実現を図るため、多目的スペースを設けることとします。

■ 中学校設置基準による校舎の床面積算定

面積（下限）	算定式
1,860 m ²	$600 + 6 \times (250 - 40)$

■ 中学校設置基準による運動場の面積算定

面積（下限）	算定式
3,700 m ²	$3,600 + 10 \times (250 - 240)$

■ 義務法施行令による新校舎の床面積算定

種別	面積	算定式
A. 普通学級	4,153 m ²	$3,181 + 324 \times (9 - 6)$
B. 特別支援学級	336 m ²	168×2
C. 多目的スペース加算	471 m ²	$(A + B) \times 0.105$
合計	4,960 m ²	

■ 義務法施行令による屋内運動場の床面積算定

面積	算定式
1,138 m ²	$(9 + 2) \text{ 学級} \leq 17 \text{ 学級}$

新中学校校舎の床面積は、面積算定の根拠となる算定式において、1,860 m²～4,960 m²と幅があることから、この範囲内において所要室の数・規模等を勘案して、必要面積を設定することとします。

一方、運動場は 3,700 m²以上、屋内運動場は 1,138 m²と算出されたことから、この面積の確保に向けて今後の基本計画策定や基本・実施設計の検討を進める必要があります。

なお、これ以外にも、職員用駐車場や送迎用駐車場の確保などにも配慮する必要があります。

2. 新中学校の所要室

生徒数の将来見込みや現代の生活様式、国の整備目標等を勘案し、新中学校には次の所要室を設けるものとします。

なお、所要室の詳細は、「長島町立中学校再編に伴う基本計画」での新中学校の整備手法の検討等を踏まえ、決定することとします。

ア 教室等（教室部門）

① 普通教室

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項に一学級あたり40人を標準とすることが規定されていることから、9学級（各学年3学級）とします。

② 特別支援学級

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第106号）第3条第2項に一学級あたり8人を標準とすることが規定されていることから、2学級（同一学年の生徒での学級編成を前提としない。）とします。

③ 特別教室

理科室、音楽室、美術室、技術室、調理室、被服室を設け、それぞれに準備室を併設します。

④ 図書室

1室を設け、必要に応じて書庫も設けます。

⑤ 多目的室

学年活動などを行う場として1室を設けます。

⑥ 更衣室

学年ごとに男女各1室を設けます。

イ 職員室等（管理部門）

① 職員室

学校全体を見渡せる場所に1室を設けます。

② 校長室

職員室、事務室と近接して1室を設けます。

③ 事務室

職員室、校長室と近接して1室を設けます。

④ 放送室

職員室と隣接して1室を設けます。

⑤ 印刷室

職員室と隣接して1室を設けます。

⑥ 相談室

適宜設けます。

⑦ 書庫・倉庫・資料室

適宜設けます。

⑧ 保健室

1室を設けます。

⑨ 更衣室

男女各1室を設けます。

⑩ 職員用トイレ

男女各1室を設けます。

ウ 体育施設等

① 運動場（グラウンド）

中学校設置基準による運動場の面積（3,700 m²）以上とし、200mトラック、野球用バックネット、体育倉庫、部室、屋外トイレ（男女別）、鉄棒等を設けます。

② 屋内運動場

義務法施行令による屋内運動場の床面積（1,138 m²）以上とします。

③ 武道場

柔道及び剣道用として設けます。

④ プール

25mプールを設けます。

⑤ 温室

植物とふれあうため、適宜設けます。

エ その他

① トイレ

洋式便器を基本とし、男女別に適宜設け、1階にバリアフリースイレを1箇所設けます。

② 生徒会室

1室を設けます。

③ 配膳室

給食センター方式とし、運搬車の動線を考慮して設けます。

④ Wi-Fi 等通信設備

校舎全体を網羅します。

⑤ エレベーター

2階以上とする場合、設置を検討します。

第4章 新中学校の位置

1. 新中学校用地の選定

文部科学省による「中学校施設整備指針（令和4年6月24日改訂）」によると、校地計画として次のような項目が挙げられています。

■ 中学校施設整備指針（令和4年6月24日改訂）より校地計画（抜粋）

第1 校地環境

1 安全な環境

- (1) 地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。
- (2) 建物、屋外運動施設等を安全に設置できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。また、敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。
- (4) 校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。
- (5) 死角等が生じない、見通しの良い地形であることが望ましい。

2 健康で文化的な環境

- (1) 日照、空気及び水を得ることができ、排水の便が良好であることが重要である。
- (2) 見晴らしや景観等が良好で、近隣に緑地、公園、文化的な施設等があることも有効である。

3 適正な面積及び形状

- (1) 現在必要な学校施設を整備することができる面積であることはもちろん、将来の施設需要に十分対応できる面積であることが望ましい。
- (2) 校舎、屋外運動施設等を適切に配置し、有効に利用できるまとまりのある形状であることが望ましい。

第2 周辺環境

1 安全な環境

- (1) 頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。
- (2) 騒音、振動、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。

2 教育上ふさわしい環境

- (1) 社会教育施設や社会体育施設など、共同利用を図ることのできる施設に近接して立地することも有効である。
- (2) 学校間の連携や地域施設とのネットワークを考慮し、立地を計画することも有効である。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。
- (4) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。
- (5) 射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設が立地していないことが重要である。
- (6) その他教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。

第3 通学環境

1 通学区域

- (1) 生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する小学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、生徒の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

- (1) 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

上記の「中学校施設整備指針（校地計画）」を参考に、安全性、経済性、効率性、利便性の観点から候補地の比較検討を行い、検証することとします。

2. 検討の対象とする候補地

これまでの中学校再編に関する検討の経緯を踏まえて、「鷹巣中学校」、「川床中学校」、「長島中学校」、「長島高校跡地」の4箇所を比較検討の対象とします。

■ 比較検討の対象とする候補地

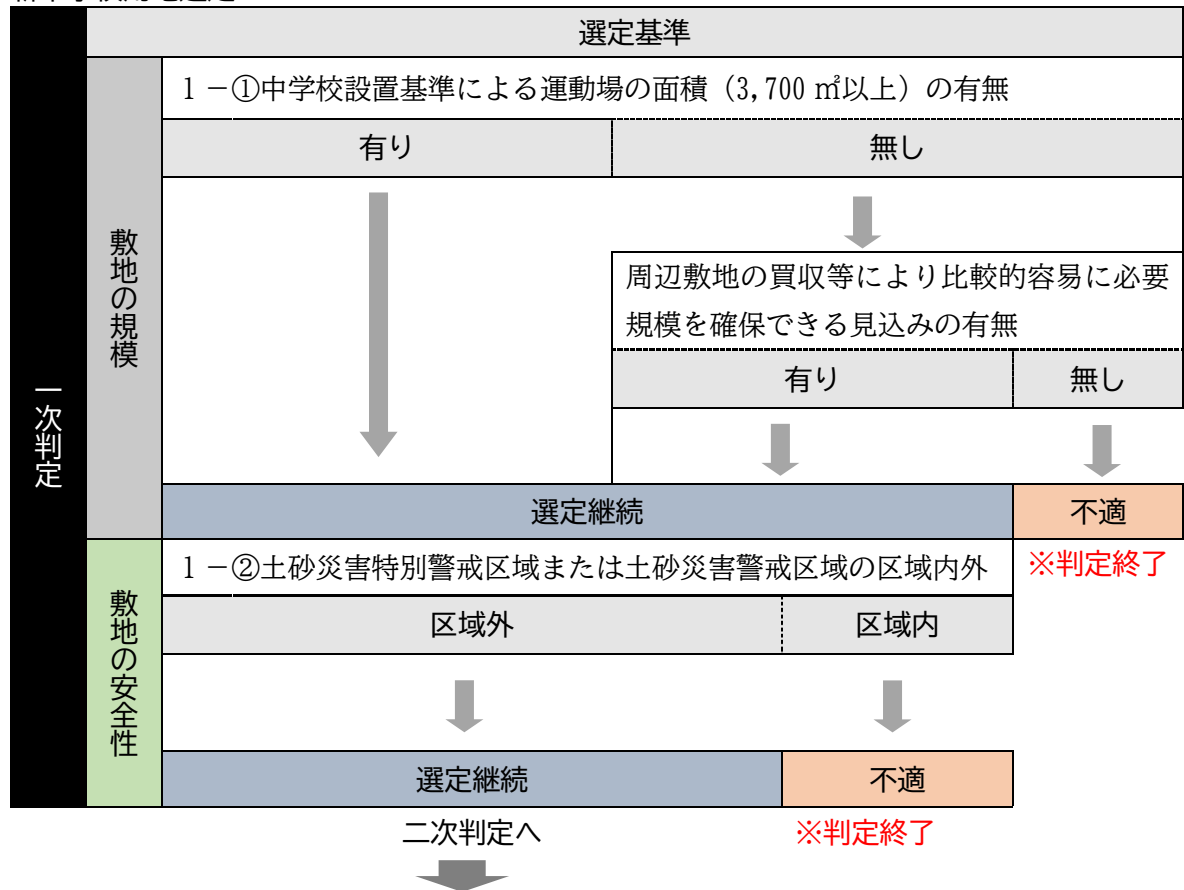
名 称	鷹巣中学校	川床中学校	長島中学校	長島高校跡地
敷地面積	20,775 m ²	20,940 m ²	16,504 m ²	57,437 m ²
建物敷地	6,901 m ²	5,181 m ²	7,718 m ²	22,823 m ²
運 動 場	7,857 m ²	7,697 m ²	4,640 m ²	12,792 m ²
そ の 他	6,017 m ²	8,062 m ²	4,146 m ²	21,822 m ²
都市計画	区域外	区域外	区域外	区域外
所 有 者	長島町	長島町	長島町	鹿児島県 長島町

3. 新中学校用地選定のフローと考え方

新中学校用地の選定は、次頁表のように、一次判定で「敷地の規模」と「敷地の安全性」を判断した後、「環境の安全性」、「経済性」、「効率性」、「利便性」、「快適性」の各項目別に候補地のポテンシャルを評価し、これらを踏まえて総合的に判定します。

なお、二次判定は、新中学校の規模を設定し、配置計画等を検討した上で評価する必要があることから、この基本構想では一次判定までを行うこととし、一次判定を通過した候補地について「長島町立中学校再編に伴う基本計画」で二次判定を行うこととします。

■ 新中学校用地選定のフロー



		選定基準	
二次判定	環境の安全性	2－①死角が生じない見通しのよい地形であるか	
		○：見通しがよい	－：見通しが悪い
		2－②緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障がないか	
		○：支障なし	－：支障あり
		2－③周辺に頻繁な車の出入りを伴う施設があるか	
		○：無し	－：有り
	経済性	2－④通学路の安全は確保されているか	
		○：確保されている	－：確保されていない
		2－⑤造成の必要の有無	
	効率性	○：無し	－：有り
		2－⑥概算事業費（イニシャル：建設・改修・解体、ランニング：通学バス等）	
		○：安い	－：高い
	効率性	2－⑦将来、施設需要が生じた場合、面積に余裕があるか	
		○：余裕がある	－：余裕がない
		2－⑧近隣に共同利用を図ることができる施設があるか	
	効率性	○：ある	－：ない

	利便性	2-⑨ 6 km圏内の生徒カバー率	
		○：高い	－：低い
		2-⑩ 生活利便施設の立地状況（従業者（教職員等）の周辺居住のしやすさ）	
		○：充実している	－：少ない
快適性	2-⑪ 良好な日照が確保できるか		
	○：できる		－：できない



総合判定

■ 新中学校用地選定項目の考え方

	項目	評価内容
一次判定	1-①	中学校設置基準による運動場の面積の下限値（3,700 m ² ）を確保できるかを判断します。確保できない場合は、「判定終了」となり、候補地から除外します。なお、現状では確保できなくても、周辺敷地の買収等により比較的容易に必要な規模を確保できる見込みがある場合は、判定を継続します。
	1-②	候補地が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内または土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内に含まれないかを確認します。いずれかの区域に含まれる場合は、「判定終了」となり、候補地から除外します。
二次判定	2-①	防犯や事故防止等の観点から候補地が整形で、高低差がなく、見通しがよいかを確認します。
	2-②	緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障がないかを確認します。支障がない場合は「○」、支障がある場合は「－」と評価します。
	2-③	候補地の周辺に車の頻繁な出入りを伴う施設があるかを確認します。
	2-④	候補地への主な通学路に歩道やガードレールが整備されているかを確認します。
	2-⑤	候補地への統廃合にあたり、敷地の造成の必要の有無を確認します。
	2-⑥	候補地への統廃合にあたり、必要となる概算事業費をイニシャルコスト（建設、改修、解体等）とランニングコスト（通学バス等）の両面から検討します。コストが最も安いものを「○」、最も高いものを「－」とします。
	2-⑦	新たな施設整備など、将来の施設需要に対応できる敷地面積を確保できるかを確認します。
	2-⑧	体育館、プールなど近隣に共同で利用できる施設があるかを確認します。
	2-⑨	6 km（義務法施行令第4条第1項第2号の規定による通学距離）圏内の生徒カバー率を確認します。カバー率が最も高いものを「○」、最も低いものを「－」とします。
	2-⑩	教職員等の従業者の利便の観点から、商業施設、住居、医療施設、文化施設等の利便施設の立地状況を確認します。
	2-⑪	候補地周辺の建物状況など、十分な日照を確保できるかを確認します。

4. 一次判定結果

一次判定結果は、下表のとおりとなりました。

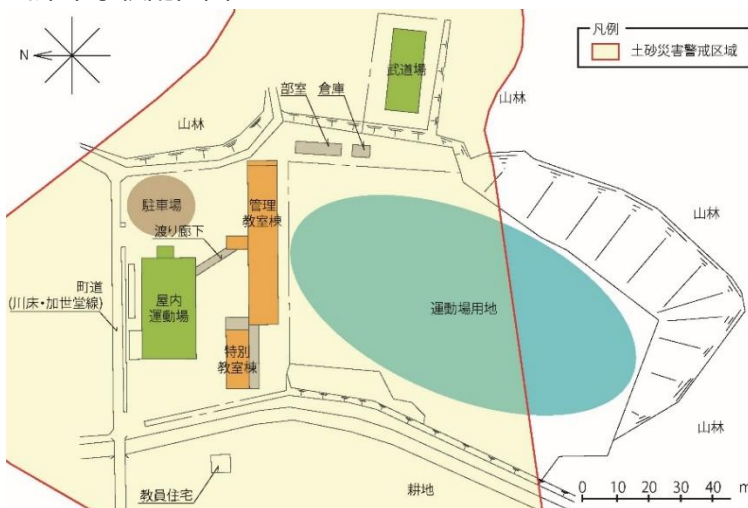
■ 新中学校用地選定項目の考え方

項目		鷹巣中学校	川床中学校	長島中学校	長島高校跡地
一次判定	運動場の面積 3,700㎡以上	有り (7,857㎡)	有り (7,697㎡)	有り (4,640㎡)	有り (12,792㎡)
	用地買収等の可能性	↓	↓	↓	↓
	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	区域外	区域内 (土砂災害警戒区域)	区域内 (土砂災害警戒区域)	区域外
判定結果		判定継続 二次判定へ	判定終了	判定終了	判定継続 二次判定へ

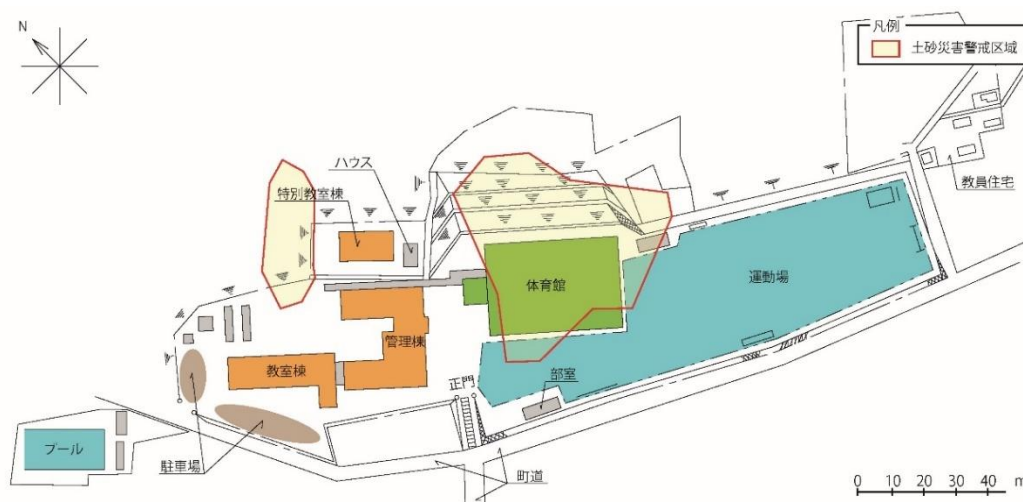
※ 土砂災害特別警戒区域： 住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。
(レッドゾーン)

※ 土砂災害警戒区域： 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。
(イエローゾーン)

■ 川床中学校配置図



■ 長島中学校配置図



川床中学校は敷地の約８割が土砂災害警戒区域に含まれており、既存の校舎や屋内運動場等の建物も全て土砂災害警戒区域に含まれていることから、新中学校用地としての活用は困難です。

また、長島中学校についても敷地の中央部が土砂災害警戒区域に含まれおり、既存の体育館のほぼ全てが土砂災害警戒区域に含まれていることから、新中学校用地としての活用には制約があるため、拡張の範囲が狭く、限定的といわざるを得ません。

以上のようなことから、「長島町立中学校再編に伴う基本計画」において、鷹巣中学校と長島高校跡地の２箇所を対象に二次判定を行い、最適な新中学校用地を選定することとします。

第5章 新中学校の整備スケジュール（案）

具体的な整備手法は、今後、「長島町立中学校再編に伴う基本計画」で検討を行うこととなりますが、全面新設の場合と一部新設（既存活用一部改修）の場合で、次のようなスケジュールが想定されます。

■ 全面新設の場合

工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基本計画	■					
設計者選定		■				
基本設計		■				
実施設計			■			
建設工事				■	■	
引渡・移転等						■ 開校

■ 一部新設（既存活用一部改修）の場合

工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本計画	■				
設計者選定		■			
基本設計		■			
実施設計			■		
建設工事				■	
引渡・移転等					■ 開校

※ 上記スケジュールは、基本構想策定時点で想定される案であり、基本計画での検討結果や財源確保の状況次第で見直しとなる可能性があります。

長島町立中学校再編に伴う基本構想

令和5年9月

編集・発行

長島町 総務課・教育委員会

〒899-1498 出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1

TEL 0996-86-1111 FAX 0996-86-0950

URL <https://www.town.nagashima.lg.jp/>

(作業協力)

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター